



平成29年11月17日

各 位

会社名株式会社ディア・ライフ
代表者名代表取締役社長 阿部 幸広
(コード番号: 3245 東証第1部)
問合せ先取締役管理ユニット長 清水 誠一
電話番号 0 3 - 5 2 1 0 - 3 7 2 1

当社取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度 の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、当社取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入に関する議案を平成29年12月21日開催予定の第13回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的

本制度は取締役による当社株式の長期安定的な株式保有と、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の導入条件

当社の取締役の報酬等の額は、平成17年12月22日開催の第1回定時株主総会において、年額7億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいておりますが、本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として、既存の取締役の報酬等の額とは別枠で支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつきご承認を得られることを条件といたします。

3. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

本制度に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は年額1億円以内（ただし、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年250,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①対象取締役は一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以 上